

議案第七二号

専決処分事項の報告について

緊急執行を要し、昭和三十六年度公有林整備事業費に充当され、起債については地方自治法第七十九條第一項の規定により別紙のとおり専決し、同条第三項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

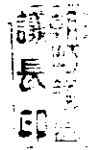
昭和三十六年十月十八日提出

三朝 分長 坂 土 雅 己

昭和三十六年十月十八日承認

三朝町議會議長加藤幸太郎





専決処分書

起債について

左記のとおり起債するものとする

記

- 一 起債金額 金 四百五十拾万圓也
- 一 起債目的 公有林整備事業
- 一 借入先 公営企業金融公庫
- 一 借入利率 年六分五厘以内
- 一 借入時期 昭和三十六年度、但し工事又は財政の都合により起債の全部又は一部を翌年度において繰越して借入れることができる
- 一 償還方法 昭和三十六年度より二十年内据置置き、爾後十年以内に毎年一回元利均等償還により償還するものとする

(公庫において別に定められたときは、それに従う)

一 償還財源

但し財政の都合により策上償還をし又は償還年限を短縮し若しくは  
低利債に借換えることができる  
税収入その他一般歳入

昭和三十六年十月七日専決

三朝町長 坂出雅 己